

令和5年9月11日

各務原市内介護サービス事業所 各位

日頃は、本市介護保険事業にご理解とご協力を賜りありがとうございます。  
さて、介護保険負担割合証の有効期間は、8月1日～翌年7月31日ですが、  
住民税の所得更正や世帯員の増減、65歳到達等により途中で介護保険負担割  
合が変更される場合がございます。

この度、介護保険負担割合証の確認について、別紙のとおり周知しますので、  
ご留意いただきますようお願いいたします。

★

-----  
各務原市役所 健康福祉部  
介護保険課 介護保険係  
TEL：058-383-1778（直通）  
FAX：058-383-6365  
mail：[kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp](mailto:kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp)

-----★